

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第12号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任の旨を証する書面に押す印鑑）</p> <p>第2条 条例第3条第2項及び第15条第2項に規定する委任の旨を証する書面は、登録を受けようとする印鑑（現に登録を受けている場合にあっては、当該登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。））を押したものでなければならない。ただし、登録印鑑を亡失したときは、この限りでない。</p> <p>（本人確認書類）</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>― <u>旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号の公用旅券及び第2号の一般旅券並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第2条第1項第5号の旅券</u></p>	<p>（委任の旨を証する書面に押す印鑑）</p> <p>第2条 条例第3条第2項（<u>条例第15条の規定により準用される場合を含む。</u>）に規定する委任の旨を証する書面は、登録を受けようとする印鑑（現に登録を受けている場合にあっては、当該登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。））を押したものでなければならない。ただし、登録印鑑を亡失したときは、この限りでない。</p> <p>（本人確認書類）</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>― <u>日本国旅券</u></p>

<p>— <u>出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード</u></p> <p>— <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条の特別永住者証明書</u></p> <p>— <u>住民基本台帳法（昭和40年法律第81号）第30条の44の住民基本台帳カード（写真の貼り付けられているものに限る。）</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる書類（写真の貼り付けられているもので、写真に浮出プレス、職印等による割印があるもの又は写真面が透明な薄板等により覆われているなど、写真の貼り替えができないように特殊加工されているものに限る。）</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの（条例第4条第3項の規定により提示させる場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第6号までに定める本人確認書類が発行後10年を経過しているときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>（受領書）</p> <p>第5条 <u>条例第7条第1項及び第8条第4項の規定により印鑑登録証の交付を受けた者は、印鑑登録証受領書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（印鑑登録原票の保存）</p> <p>第7条 <u>条例第14条第1項及び第2項の規定により登録を抹消した印鑑に係る印鑑登録原票</u></p>	<p>— <u>外国人登録証明書（写真のはり付けられているものに限る。）</u></p> <p>— <u>住民基本台帳カード（写真のはり付けられているものに限る。）</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる書類（写真のはり付けられているもので、写真に浮出プレス、職印等による割印があるもの又は写真面が透明な薄板等により覆われているなど、写真のはり替えができないように特殊加工されているものに限る。）</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの（条例第4条第2項の規定により本人であること等を確認する場合に限る。）</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第5号までに定める本人確認書類で発行後10年を経過した書類により条例第4条第1項の規定による確認を行うときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>（受領書）</p> <p>第5条 <u>条例第7条第1項及び第8条第2項の規定により印鑑登録証の交付を受けようとする者は、印鑑登録証受領書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（印鑑登録原票の保存）</p> <p>第7条 <u>条例第14条第1項及び第2項の規定により登録をまっ消した印鑑に係る印鑑登録原票</u></p>
--	--

<p>は、印鑑登録原票の除票として保存するものとする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>第5条に規定する印鑑登録証受領書 第1号様式(受領書欄)</p> <p>から まで <省略></p> <p>条例第11条第1項に規定する印鑑登録証明書 第8号様式</p> <p>条例第14条第3項に規定する印鑑登録抹消通知書 第9号様式</p>	<p>は、印鑑登録原票の除票として保存するものとする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>第4条に規定する印鑑登録証受領書 第1号様式(受領書欄)</p> <p>から まで <省略></p> <p>条例第11条に規定する印鑑登録証明書 第8号様式</p> <p>条例第14条第3項に規定する印鑑登録まつ通知書 第9号様式</p>
---	--

第1号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先) 瀬戸市長」に、「ふりがな」を「フリガナ」に、「登録申請者は、本人に相違ないことを保証する。」を「登録申請者は、本人に相違ないことを保証します。」に、「
「 印鑑登録証受領証 」を
「 印鑑登録証受領証 」に改める。
(宛先) 瀬戸市長 」

第3号様式中「(注意事項) 1 回答書の持参と印鑑登録証の受領をやむを得ず代理人に委任するときは、登録申請者が下記の委任状に記入し、その代理人は代理人の印鑑も持参してください。」を「(注意事項) 1 回答書の持参と印鑑登録証の受領をやむを得ず代理人に委任するときは、登録申請者が下記の委任状に記入し、その代理人が持参してください。」に、「愛知県瀬戸市長 様」を「(宛先) 瀬戸市長」に改める。

第5号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先) 瀬戸市長」に、「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

第 6 号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に、

「ふりがな」を「フリガナ」に、

- 1 印鑑登録証の亡失
- 2 印鑑登録の廃止
- 3 登録印鑑の亡失又は損傷
- 4 登録印鑑の変更（改印）

「

- 1 印鑑登録証の亡失
- 2 印鑑登録証の損傷
- 3 印鑑登録の廃止
- 4 登録印鑑の亡失又は損傷
- 5 登録印鑑の変更（改印）

」に改める。

第 7 号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に、「ふりがな」

を「フリガナ」に、 代理人（ご本人の場合は、記入不要です。） を

「

申請には印鑑登録証が必要です。

窓口に来た方

「

（注意事項）

印鑑登録証を添えて申請してください。

「

受付窓口で本人確認を行っています。

本人確認書類をご用意ください。

第 9 号様式中「印鑑登録まつ消通知書」を「印鑑登録抹消通知書」に、

「まつ消しました」を「抹消しました」に、「まつ消年月日」を「抹消年月日」に、「まつ消事由」を「抹消事由」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定（同条第 1 項第 3 号中「はり付けられて」を「貼り付けられて」に改める部分並びに同項第 5 号及び第 6 号の改正規定（第 6 号を第 7 号とし、第 5

号を第 6 号とする部分を除く。) を除く。) 並びに次項及び附則第 3 項の規定は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 中長期在留者 (出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成 2 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。) 第 2 条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法 (昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号) 第 1 9 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。) が所持する法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法 (昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号) に規定する外国人登録証明書は、この規則による改正後の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則第 4 条第 2 号及び第 3 号の適用については、在留カード及び特別永住者証明書とみなす。
- 3 前項の規定により在留カード及び特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、法附則第 1 5 条第 2 項及び法附則第 2 8 条第 2 項に定める期間とする。